

広島県立図書館管理運営規則（昭和六十三年広島県教育委員会規則第七号）第三条第二項の規定によって、広島県立図書館を次のとおり休館する。

令和四年一月十七日

広島県立図書館長 田 坂 嘉 章

一 休館の期間

令和四年三月二十二日（火）から同月二十五日（金）まで

二 休館の理由

広島県立図書館情報提供システム更新のため